第９期介護保険事業計画「取組と目標に対する自己評価シート」とりまとめシート

保険者名	志摩市
所属名	健康福祉部　介護・総合相談支援課
担当者名	南部　真希子
電話番号	0599-44-0284

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成３０年７月３０日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和7年度（年度末実績）			
	区分	タイトル	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 （◎、○、△、×）	自己評価 （文書にて記載）	課題と対応策
志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域の支え合い体制づくり	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果において、「地域包括支援センターを知ってますか」の設問に「知らない・あまり知らない」と答えた人が約７割ありました。また、「何かあったときに相談する相手を教えてください」の設問では、「医師・歯科医師・看護師」と答えた人が約３割、「地域包括支援センター・役所・役場」と答えた人が約１割でした。高齢者が在宅で暮らしやすいまちにするための重要な方策として、約４割の人が「地域医療の充実」と回答しており、相談窓口として地域包括支援センターの周知を進め、医療機関と連携しながら高齢者が住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいく必要がある。 地域活動については５割を超える人が参加しており、また「趣味・楽しみあり」と答えた人が７割を超えています。引き続き、社会参加へのきっかけづくりとして、介護予防や健康づくりなどの情報、生涯学習情報、在宅生活を支援する情報提供を行い、隣同士や地域で支えあう体制づくりや、安心して安全に参加できる環境づくりなども検討していく必要があります。	1.地域包括ケアシステムの深化・推進 2.地域ケア会議の充実 3.在宅介護・医療連携の推進	全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことをめざしていきます。 1-1.地域包括支援センターの拡充及び充実 様々なニーズに対応し、多機関と協働できるよう地域包括支援センターにおける体制や環境整備を行い、地域に身近なところでの相談体制の強化をめざす。 ・総合相談の実施 （相談対応件数/R6:2,080件/R7:2,500件/R8:2,750件） 2-1.地域ケア会議の充実 　自治会や民生委員等の地域住民、地域支援コーディネーター、社会福祉協議会、行政等の関係者が集まり、地域の現状や課題、解決策について定期的に意見交換し、住民主体の活動の展開をめざす。 ・地域ケア会議（ふくし座談会）の開催 （開催回数/年間49回） 3-1.在宅介護・医療連携の推進 　看取り・認知症の対応、感染症や災害時対応等を見据え、医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者の地域での生活を支援できるよう在宅医療・介護連携の推進をめざす。 ・在宅医療・介護連携研修会の開催 （参加者数/年間180人）	・総合相談の実施（相談対応件数：3,807件） ・地域ケア会議（ふくし座談会）の開催（開催回数：53回） ・在宅医療・介護連携研修会の開催（参加者数：76人）	○	総合相談は目標値を達成し、相談経路は関係機関からが多く、ネットワークの構築が進んだと評価する。 　地域ケア会議（ふくし座談会）では、生活支援コーディネーターより地域アセスメントを共有し、地域課題について意見交換することができた。 　在宅医療・介護連携研修会は、多機関からの参加があったが、参加者数は目標に至らなかった。意見交換を通じて地域の現状や課題について共有することができた。	今後も関係機関とのネットワークの構築を進め、地域包括ケアシステムの深化を目指していく必要があり、相談窓口の周知を行っていく。
志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	いつまでも元気に日常生活を送る	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、地域づくり活動についての参加者として、前回調査時は「是非参加したい」・「参加してもよい」の割合が42.4%であったのに対し、今回は47%に増加しています。企画・運営者としての参加も「是非参加したい」・「参加してもよい」と回答した人が前回調査時は26.9%に対し、今回は27.8%となっています。このことから、健康づくり活動や趣味などのグループ活動に参加することで、いきいきとした地域づくりを進めていくことへの関心が高まっていると考えられます。	1.地域における介護予防教室等の開催 2.市民主体の介護予防活動の推進 3.介護予防・生活支援サービス事業の充実 4.介護予防・重度化防止の推進	健康寿命の延伸に向け、介護予防教室や地域リハビリテーション活動支援事業等の事業を行い、専門職が地域に出向いて介護予防についての普及・啓発を推進します。 1-1.介護予防教室 集団向けの教室や講座だけでなく、個人向けの普及・啓発方法の企画を進めるなど、状況に合わせて内容を柔軟に検討し、その実施に努めます。 また、事業効果を測るため、アンケート調査等から介護予防の取組を行っている高齢者の割合を把握し、その増加をめざします。　（新規申込団体数：R6　2団体/R7　2団体/R8　2団体） 1-2.地域リハビリテーション活動支援事業 効果的な介護予防に継続的に取り組めるよう、リハビリテーション専門職がおおむね65歳以上の個人や団体に対して、運動機能の向上を中心としたプログラムを提供します。 2-1.お達者サポーターの養成と活動推進 お達者サポーターの養成講座や研修会等を実施するとともに、介護予防に関する地域活動「健脚運動」の推進を支援します。養成講座は、市内に住所を有するおおむね70歳までの人を対象に行っています。 （活動人数：R6　160人/R7　170人）/R8　170人） 2-2.健脚運動の推進 健脚運動は、おおむね65歳以上の人を対象とし、転倒を予防するとともに、災害等のいざという時に逃げられる足腰づくりのために下肢を鍛える運動です。この健脚運動は三重大学と連携しながら、自治会や老人クラブ、お達者サポーターとの協働により取り組んでいます。（実施延人数：R6　4,200人/R7　4,300人/R8　4,400人） 2-3.介護予防ボランティアポイント制度の実施 地域における高齢者同士の助け合い活動を進め、介護予防や健康寿命の延伸に資するため、高齢者自身がボランティア等の社会参加活動に主体的に取り組めるよう介護予防ボランティアポイント事業を実施するとともに、その体制づくりを進めます。また、活動を通じて、やりがいを感じながら、その活動が継続できるように活動の支援を行います。 加えて、ボランティア等による地域での自主的な高齢者等の見守りや、支え合い活動が展開されるよう、支援を行います。（活動見登録者数：R6　480人/R7　505人/R8　530人）（受け入れ施設・事業所数：R6　105か所/110か所/R8　115か所） 3-1.訪問型サービス・通所型サービスの充実 認定を受けた要支援１・２の人と、基本チェックリストによる判定で事業対象者となった人が利用できるサービスです。 3-2.地域の実情に応じた柔軟な支援の展開と住民主体の支援サービスの実施 地域に根ざした介護予防活動の推進のために、住民主体の支援サービス・地域の実情に応じた柔軟な生活支援サービスを実施します。（通所型サービスB実施主体の開設支援及び継続支援：R6　14か所/R7　17か所/R8　20か所） 4-1.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 多様な課題を抱える高齢者や健康状態の不明な高齢者を把握し、地域に出向いて支援を行い、疾病予防や重症化予防、介護予防の取組を行います。	・介護予防教室の実施　　実施団体数：26団体　　新規申込団体：2団体 ・地域リハビリテーション活動支援事業：通所型サービスB団体にリハビリ専門職を派遣し、運動機能維持・向上を目的としたプログラムを提供する。15回 ・お達者サポーター活動支援 第11期お達者サポーター養成講座：5回 　お達者サポーター連絡会・ステップアップ研修：1回 　お達者サポーターの活動人数：159人 ・健脚運動実施地区の活動支援　健脚運動実施者数（延人数）：4,029人 ・介護予防ボランティアポイント制度の実施 　ボランティアポイント活動員登録者数：491人 　ボランティア受け入れ施設・事業所数：100か所 ・通所型サービスB実施主体の開設支援及び継続支援：7か所 ・高齢期の保健事業と介護予防の一体的実施（フレイル予防講座） 　受講団体：3団体　　参加者数：97人	△	概ね計画に沿って事業実施できたが、介護予防教室の新規申込団体数以外、すべて目標値を下回っている。来年度から健脚運動を立ち上げる地区があるため、健脚運動参加者の増加は期待したい。	・お達者サポーター自身の高齢化があり、活動が減少していく可能性がある。そのため、サポーター活動の魅力を継続的に発信し、新たなお達者サポーターの増員を図っていく必要がある。 ・貯筋・健脚運動については、参加者の増加に向けて未参加層へのアプローチや周知方法について検討していく。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、参加者からも回数が多いという声も聞かれており、プログラムの構成（回数等）の見直しの検討が必要。 ・ボランティアポイント事業については、ポイントの換金に関する手続きについて、煩わしさや手間といったネガティブな意見も聞かれているため、高齢者のデジタル受容度を充分勘案しながら、デジタル化（手続きの簡略化）についても検討していく。 ・通所サービスBについて、利用者が減少している団体に対しては、新たな参加者を呼び込むためのPR支援等の工夫が必要。
志摩市	①自立支援・介護予防・重度化防止	十人十色の「認知症を知り、ともに暮らす	総人口は減少し、65歳以上の高齢者人口も減少していきます。高齢者人口が減少する中で、年齢別にみると75歳以上は令和９（2027）年まで、85歳以上は令和19（2037）年までは増加し、その後減少していく見込みとなっています。 　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある」と答えた人は9.7%と低い割合でしたが、「日常生活での不安、悩み、心配ごと」では認知症については20.4%で４番目に多くなっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている人は、18.9%でした。 　引き続き、認知症の正しい知識や理解、相談先の普及啓発が必要であると考えます。	1.普及啓発・本人発信支援 2.相談・予防の充実 3.医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援 4.地域における認知症支援体制の充実等	認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす。 1-1.認知症予防の重要性についての啓発推進 ・出前講座の実施。　（新規申込団体数：年間１件） 1-2.認知症サポーター養成（出前）講座 ・養成講座の実施。（新規養成者数：年間360人） 1-3.認知症に関する理解促進 ・認知症研修会の開催（参加者数：年間170人） 2-1.頭いきいき相談 ・頭いきいき相談、もの忘れ相談等（相談件数：年間35件） 2-2.認知症カフェ ・認知症カフェの実施　（実施回数/R6:14回・R7:16回・R8：18回） 3-1.認知症初期集中支援チームによる相談支援 ・認知症初期集中チーム支援（支援件数：年間5人） 4-1.あんしん見守りネットワーク事業等地域における認知症支援体制の充実 ・あんしん見守りネットワーク事業　（情報発信：年間12回／協力団体登録数：年間105団体）	・認知症予防をテーマとした出前講座の実施。実施団体数：11団体（新規申込団体：1団体） ・認知症サポーター養成講座の実施。（新規養成者数：231人） ・認知症サポーター　ステップアップ講座の実施（新規養成者数：67人） ・認知症研修会の開催（参加者数：38人） ・頭いきいき相談、もの忘れ相談等の実施（相談件数：32件） ・認知症カフェの実施（実施回数：17回） ・認知症初期集中チーム支援（支援件数：9人） ・あんしん見守りネットワーク事業（情報発信：36回／協力団体登録数：125団体）	△	頭いきいき相談の相談件数は目標に達することができなかった。 概ね計画に沿って講座等を実施することができ、認知症カフェは、新規地区で開催することができた。	頭いきいき相談の相談については、リピーターの利用も多く、より多くの人に実施できるよう、周知時期や方法を工夫していく必要がある。 認知症サポーター養成講座は、出前講座だけでなく市民向けにも開催したが、目標人数に至らなかった。 今年度はステップアップ講座を開催し、チームオレンジを立ち上げることができた。今後は、チームオレンジの活動を支援していく必要がある。
志摩市	②給付適正化	①要介護認定の適正化	鳥羽志勢広域連合において、認定調査票の全件をチェックしています。介護認定調査員や介護認定審査会委員に向けて、各種研修会等への参加依頼や定期的（月１回）なミーティング等を開催して、公平公正な審査結果が出せるように努めています。	要介護認定業務分析データを活用することで、認定調査や認定結果の状況等を把握することで、ミーティング等に活かしている。第９期においても引き続き他市町との比較を行い適正化に努めていく。また、指定介護事業者、施設又は介護支援事業者が実施した認定調査の内容を鳥羽志勢広域連合職員が書面等の審査により点検する。	75歳以上人口の増加とともに要介護認定者も増加が見込まれており、要介護認定審査会の簡素化や要介護認定の適正化を積極的に取り組んでいきます。 審査・点検数　令和６年度3,200件・令和７年度3,300件・令和８年度3,350件	認定調査は、鳥羽志勢広域連合職員により全件点検が行われている。また、委託調査結果についても、疑義のある場合は委託先に問合せるなど適宜適切な判定結果が出るよう努めている。	○	認定件数3,078件。直営での調査、委託調査に関わらず全件点検を行っている。	鳥羽志勢広域連合内での独自の研修は行っていないが、適宜ミーティングを行いながら、公平公正な認定結果が出せるように努めている。コロナ禍による新規・更新申請控え等の減少により申請数は安定してきたが、引き続き適切な認定結果が出るように努めていく。
志摩市	②給付適正化	②ケアプラン点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を事業者からの提出または事業所への訪問調査等により、地域包括支援センター等の主任介護支援専門員がその内容等の点検及び指導を行います。 全事業所の点検を目標として行ってきましたが、件数が目的となってしまっています。	三重県国民健康保険団体連合会のケアプラン分析をもとに抽出した居宅介護支援事業所のケアプランを提出してもらい、地域包括支援センター等の主任介護支援専門員が点検を行います。	市内の全居宅介護支援事業所のケアプランを毎年点検することで、件数だけを目標にするのではなく、ケアプランの質の向上と在宅サービスの必要な方に適切な介護サービスの提供を目指していく。 点検目標　令和６年度20件・令和７年度20件・令和８年度20件	志摩市外で主に活動する主任ケアマネによる対面方式により、点検マニュアルを基に実施した。また、サービス付き高齢者住宅等入所者に限定した点検月も設けて実施できた。	○	点検数16件実施 目標とした件数は実施できなかったが、前年度実施数を上回ることができた。対面方式により、効果的なケアプラン点検を実施できた。	【課題】より効果的なケアプラン点検を行うために、引き続き点検方式の検討を実施していく必要がある。 【対応策】件数目標達成が目的となってしまうことがないように注意し、今後も点検内容・点検方式について随時見直しながら、あり方を検討していく。
志摩市	②給付適正化	③住宅改修・副用具実態調査	第９期中の住宅改修と福祉用具貸与について、計画値を超え推移すると予測されます。住宅改修は、疑義のある申請の場合は、訪問して実態確認、利用者の状態確認または工事見積書の点検を行っています。今後は、住宅改修後や福祉用具利用開始後の調査実施に向けた検討が必要です。	建築士などの有資格者でない市職員による点検がされているため、今後、判断に迷うケースについては有資格者等の市職員などに助言を求めながら、より点検の強化を行っていきます。また、住宅改修、福祉用具利用者から数件抽出して訪問調査やアンケート調査などを行いながらその必要性や実態把握を検討していきます。	第９期では、住宅改修以外は第８期と比較して上昇する見込みとなっている。給付後の実態把握を行い、より効果的なサービス支給について検討していく。 ☒ （住宅改修）　Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８ 　訪問　2件　2件　2件 　写真点検　350件 350件 350件 （福祉用具購入）Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８☒ 　訪問　2件　2件　2件 　写真点検 430件 430件 430件 (軽度者の福祉用具貸与)☒ 　Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８ 　書類審査　75件　75件　75件	住宅改修及び福祉用具における書類審査については、全件行った。疑義のあるものについては施工業者等に問い合わせている。また、住宅改修施工後の調査を９件、福祉用具購入後の調査を１０件実施した。福祉用具貸与後の調査も９件実施した。	○	前年度から実施している利用状況調査を今年度も実施し、前年度実施件数を上回ることができた。	事前調査の実施判断に迷うケースもあるため、支給申請マニュアルの周知強化や施工業者へのていねいな説明など、検討していく必要がある。
志摩市	②給付適正化	④医療情報との突合・縦覧点検	三重県国民健康保険団体連合会に委託しています。縦覧点検のうち、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、単独請求明細書における準受付チェック一覧表、入退所を繰り返す受給者一覧表の点検については国保連合会が行い、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表。居宅介護支援再請求等状況一覧表。月途中要介護状態変更受給者一覧表、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表は、国保連合会から提供された帳票で市も点検を行っています。	引き続き、国保連合会に委託をし、専門的にチェックを行う。認定結果の不一致データについては、事業所の調査も行っている。	件数は、横ばいになると見込んでいるが、今後とも三重県国民健康保険団体連合会への業務委託で対応していく。 （医療情報 との突合）　Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８ 　330件　330件　330件 （縦覧点検）　Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８ 　12,300件 12,300件 12,300件 （認定結果不一致データ点検）　Ｒ６　Ｒ７　Ｒ８ 　450件　450件　450件	三重県国民健康保険団体連合会に委託している。縦覧点検のうち、算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、単独請求明細書における準受付チェック一覧表、入退所を繰り返す受給者一覧表の点検については国保連合会が行い、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表。居宅介護支援再請求等状況一覧表。月途中要介護状態変更受給者一覧表、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表は、国保連合会から提供された帳票で市も点検を行っている。	○	三重県国民健康保険団体連合会に委託することで、適切な点検を行っている。 【令和７年度実施件数】103,140件	市職員では、専門的な知識がないため、引き続き国保連合会に委託することで点検を徹底していく。照会のあった場合には、適宜適切に調査を行う。